

第1章 本研修の目的と要旨

第1章 本研修の目的と要旨

1. 本研修の目的

本件は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第15条第1項に基づき、ニート・ひきこもり、不登校等の社会生活を営む上で困難を有する子供・若者の支援に携わる人材育成のため、公的機関や民間団体等で子供・若者に対する相談・支援業務に従事する職員を対象に、アウトリーチに必要とされる知識・技法や、地域における関係機関等との連携等、支援のコーディネート力を広く習得する研修を実施することにより、困難を有する子供・若者に対する支援を効果的に推進するものである。

2. 本研修の要旨

本研修は、以下に分類した知見の理解及び習得を要旨としている。

- ①．アウトリーチを行うにあたり必要とされる知識や対人援助に関する技術
- ②．関係機関との連携方法、社会資源の活用方法
- ③．アウトリーチを行うための組織内の体制や事業運営
- ④．当事者及びその保護者や、地域の関係機関に対するアウトリーチに関する情報発信・啓発活動
- ⑤．他機関への実地研修によるアウトリーチの実体験

上述の詳細については、次のとおりである。

①．アウトリーチを行うにあたり必要とされる知識や対人援助に関する技術

アウトリーチを行うにあたり必要とされる、当事者及びその保護者の心理的な理解やコミュニケーションの方法、見立て・アセスメント方法、関係機関への誘導方法、当事者の環境改善の方法、伴走型支援の方法、アウトリーチにおける留意点や当事者への配慮の仕方等の理解が必要されている。本研修では、講義・演習及びアウトリーチの事例等を用いて解説等を行った。

②．関係機関との連携方法、社会資源の活用方法

教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護等の機関と連携し、アウトリーチから適切な機関へ誘導する視点が必要である。本研修では、有機的なネットワークの形成方法や、地域の社会資源を活用した事例の解説等を行った。

③．アウトリーチを行うための組織内の体制や事業運営

アウトリーチを効果的且つ円滑に行うためには、アウトリーチに関する知識や技術のみならず、アウトリーチを行う機関・団体の職員が一体となり、組織の取

り組みとして実施することが求められる。本研修では、支援の進捗状況の共有方法やアウトリーチに係る事業運営等について扱った。

④．当事者及びその保護者や、地域の関係機関に対するアウトリーチに関する情報発信・啓発活動

当事者及びその保護者においては、アウトリーチに関する支援情報を認知していない場合もあり、支援情報の発信が求められる。また、当事者及びその保護者のみならず、アウトリーチに関する組織内の取り組み等を地域の関係機関に周知啓発を行う諸活動も必要である。本研修では、具体的な活動事例を扱った。

⑤．他機関への実地研修によるアウトリーチの実体験

アウトリーチという特殊な現場では、柔軟な対応が求められる。本研修では、アウトリーチの実績を有する研修受入団体に赴き、その手法や当事者との個別的、継続的な関わりを通じ、効果的な支援方を体得し、自団体とは異なる支援の在り方に触れ、関係機関との連携方法、組織内の体制や事業運営の方法等についての指導を受けた。また、実務研修期間を昨年度より長くすることで、同行訪問を出来るだけ行ってもらい、より実践的に学び得られる実務研修とした。

3．研修構成と概要

本研修は「合同研修前期」「実地研修」「合同研修後期」の3部で構成し、地方自治体の心理職員や特定非営利活動法人等の職員20名が参加した（本研修へ39名の応募があり、選考によって20名を選定）。

「合同研修前期」では、アウトリーチについて専門的な知見を有する学識経験者及び実務家から、本研修の要旨～の内容について講義・演習を行った。

「実地研修」では、受講者（以下「研修生」）が研修受入団体9か所のうち1か所に赴き、実践的なアウトリーチの方法や、関係機関との連携方法、組織内の体制や事業運営の方法等について7日間もしくは10日間の指導を受けた。

「合同研修後期」では、本研修にて習得した事柄を整理及び共有を図りつつ、今後の活用方法を模索・検討するための演習等を行った。

図表 1（研修生の所属機関・団体 / 実地研修先）

研修生の所属機関・団体	実地研修先（研修受入団体）
佐賀県立虹の松原学園 公的	山武郡市広域行政組合教育委員会 山武郡市教育相談センター
京都府家庭支援総合センター 公的	浜松市精神保健福祉センター （浜松市ひきこもり地域支援センター）
都立精神保健福祉センター アウトリーチ担当 公的	

研修生の所属機関・団体	実地研修先（研修受入団体）
沖縄県中央児童相談所 公的	子ども若者みらい相談プラザ sorae (沖縄県子ども若者総合相談センター)
(滋賀県精神保健福祉センター) 滋賀県ひきこもり支援センター 公的	
ふくおか教育を考える会	特定非営利活動法人 わたげの会
特定非営利活動法人 bondplace	
社会医療法人 智徳会 訪問看護ステーションせいわ	特定非営利活動法人 教育研究所
秋田県ひきこもり相談支援センター 公的	
富山県高岡児童相談所 相談判定課 公的	特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター
(特定非営利活動法人 ワーカーズコープ) ちば北総地域若者サポートステーション	
(特定非営利活動法人 サポートセンターゆめさき) 地域若者サポートステーション琉球	特定非営利活動法人 ピアサポートネットしづや
玉野市教育サポートセンター 公的	
東京都大島町役場 福祉けんこう課 けんこう係 公的	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター
地域若者サポートステーションきのかわ 子ども・若者総合相談 With You きのかわ 公的	
吹田市子ども・若者総合相談センター ぷらっとるーむ吹田 公的	
長崎県対馬保健所 企画保健課 公的	特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート ・フェイス
大槌町教育委員会 公的	
特定非営利活動法人 TEDIC	
医療法人 静光園 フリースクール・カウンセリングルーム ソフィア	

「公的」は公的機関職員（地方自治体職員）の意

図表 2 (研修生の所属先の分類 / 男女別人数)

所属先分類	男性	女性	計
公的機関(地方自治体の相談機関・心理職)	4 名	9 名	13 名
民間団体 (特定非営利活動法人等)	3 名	4 名	7 名

図表 3 (研修生の平均年齢及び平均経験年数)

平均年齢	約 35 歳
子供・若者の相談・支援や 福祉、教育等に関する平均経験年数	約 5 年